

燕市告示第 1 9 5 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、燕市都市整備部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

燕市長            鈴木   力

1. 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年3月31日

2. 下水を排除し、及び下水を処理すべき区域

（燕地区）

南五丁目、南六丁目、秋葉町四丁目、水道町四丁目、寺郷屋、小高、佐渡、西燕町、八王寺、大曲の各一部

（吉田地区）

吉田西太田、吉田鴻巣、吉田中町、吉田大保町、吉田旭町一丁目、吉田旭町三丁目の各一部

（分水地区）

中諏訪、下諏訪、野中才の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の位置

燕市都市整備部下水道課（燕市役所2階20番窓口）にて図面を縦覧する。

4. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5. 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

(燕処理区)

燕市東太田2090番地

燕市下水終末処理場

(西川処理区)

新潟市西区笠木339番地

西川浄化センター

6. 縦覧の期間

令和7年4月1日から令和7年4月14日まで

(ただし、土曜日と日曜日を除く。)

7. 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

以上